



まな  
ジャスラと学ぶ

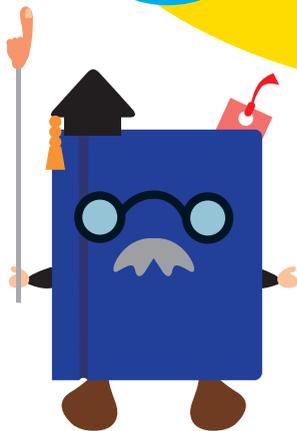
ちょ

さく

けん

マンガ  
de

著作権



JASRAC<sup>®</sup>

# もくじ

## ■ 初級編

- ① 合言葉は「著作権(ちょさくけん)」…………… P. 2
- ② 実は、きみも“つくった人”！…………… P. 3
- ③ “つかう前”に許可をもらおう…………… P. 4
- ④ 作品をつくるのは、たいへん！…………… P. 5
- ⑤ マネをするのはズルいよね…………… P. 6
- ⑥ 著作権があるから新作がつかれる…………… P. 7
- ⑦ ルールを守らないと…………… P. 8

## ■ 中級編

- ① こんなときに許可が必要！…………… P. 9
- ② 音楽を使う人の窓口、ジャスラック…………… P.10
- ③ お風呂で鼻うた。許可が必要？…………… P.11
- ④ 自分用にコピー。許可が必要？…………… P.12
- ⑤ インターネット上には危険がいっぱい…………… P.13
- ⑥ 音楽は、世のため、みんなのため…………… P.14

クイズ「わかれば著作権ハカセ」答えと解説…………… P.15  
(~18)

ジャスラと仲間たち(ここで紹介する以外の仲間も見つけてね)

音符のぼうしが  
チャームポイント!  
おたまじゃくし  
じゃないよ



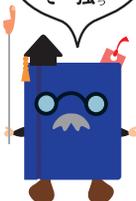
ジャスラ

遊ぶのが  
大好き



ワカバ

みんな  
しっかり勉強  
するんじやぞ



ティーチャー

うちら芸人  
やってまーす



コピー ライト



作曲家





あいことば

# 合言葉は「著作権(ちよさくけん)」



きみはどんな音楽が好き? マンガは好き? それじゃ、発表会で演奏したり、マンガのキャラクターを写したりするとき、ルールがあるって知ってる?

例えば友だちの持っているものをつかうとき、「つかってもいい?」って許可をもらってからつかうよね。それと同じで、音楽、マンガ、本、絵など「人の作品をつかうときには、「つくった人」の許可をもらってからつかう」というのがルール。

このルールのことを「著作権」って言うんだ。

## クイズ①



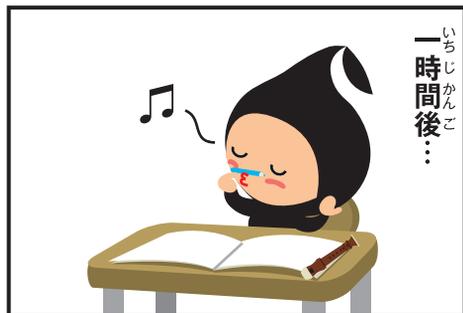
むすかしさ



「つかってもいい?」って聞かれたとき  
“つくった人”ができないことは?

- ㊶. 「つかっちゃダメ」と言う
- ㊷. 「つかっていいよ」と言う
- ㊸. つくっていない作品まで「つかっていいよ」と言う

# じつ 実は、きみも“つくった人”!



「**つか**っていいよ」とか「**こう**やってつ  
か**って**」とか、「**つく**った人」が、**自分**の**作**  
品をつかう許可を出せるのが**著作権**。

でも、「**作品**を“つくった人”」と聞いて、  
自分には**関係**ないなんて**思**ってない?

いつも**書**いている**日記**、**図工**の**時間**に  
かいた**絵**...**こ**う**い**う**も**の**も**、**り**っ**ぱ**な  
“**作品**”なんだ。つまり、**きみ**も**作品**を“**つ**  
く**った**人”**と**いう**わ**けだ。“**つく**った人”の  
こ**と**を“**著作**者”**と**いう**ん**だ**け**ど、**きみ**  
は**い**つ**で**も“**著作**者”**に**な**れ**る**ん**だ。

## クイズ②



むずかしさ



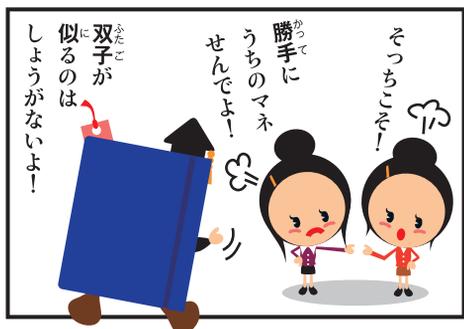
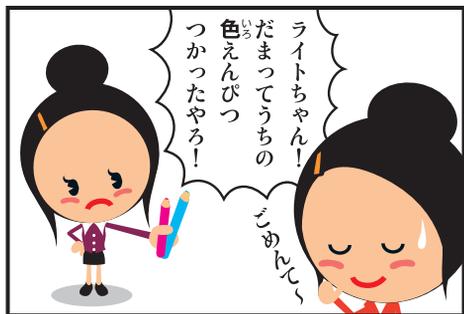
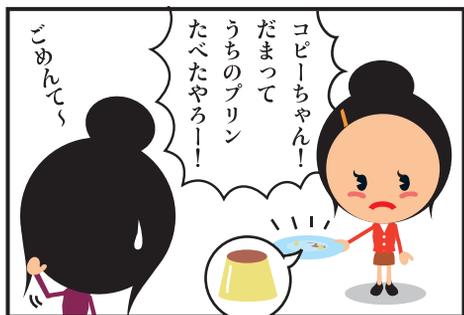
**図工**の**時間**に**絵**をかいたよ。  
**きみ**は、いつから“**著作**者”**に**  
な**れ**る**ん**だ**ら**う?

- ㊦. 「うまくかけてるね」と先生がほめてくれたときから
- ㊧. **絵**をかいた、そのときから
- ㊨. **国**にとどけ出をしたときから

答えと解説は15ページ



# “つかう前”に許可をもらおう



「“つくった人”の許可をもらおう」、これが著作権のルールだったね。

でもね、ここで大事なものは、いつ許可をもらうかってこと。必ず“つかう前”に許可をもらおう。

自分の知らないところで作品をつかわれたら、“つくった人”はあまりいい気持ちがないし、ルール違反だよ。つかう前に言ってもらえると、どうやってつかわれるのか、わかるから、安心だよな。



## クイズ③



むずかしさ



作品を“つくった人”が死んでしまったら、著作権はどうなるだろう?

- ㊦. なくなってしまう
- ㊥. ずっと残る
- ㊧. しばらく残る

答えと解説は15ページ

# 作品をつくるのは、たいへん!



ジャスラの朝は早い...



なぜなら...



チヨサク拳を生み出すには...



とてつもない努力が必要なのだ!

きみのクラスには、「マンガ家になりたい」と言う友だちはいるかな？

絵がじょうずなだけではマンガ家にはなれないぞ。おもしろい話もかんがえなくちゃいけないし、ペン入れ、コマわり... いろいろな言葉やテクニックなど、おぼえることもいっぱいだ。ペンや紙を買うのにお金だっかかる。

音楽、マンガ、本、絵など作品を“つくった人”は、たくさん勉強し、努力しているよ。こうしてできた作品や“つくった人”を大切にしよう、というのが著作権なんだ。

## クイズ④



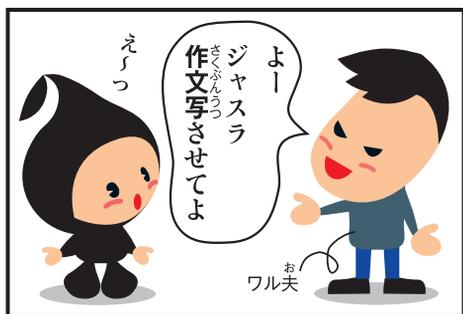
むすかしさ



作品をつくるために、たいへんな思いをすることを何と言う？

- ㊦. 生みの苦しみをあじわう
- ㊧. 才能を発揮する
- ㊨. 思いわずらう

# マネをするのはズルいよね



ジャスラの日記に、こんなことが書いてあったよ。

「夏休みの宿題の作文を、ワ尔夫くんが『写させて。』って言いました。ボクは一生けんめい作文したのに、ワ尔夫くんだけラクするのはズルいと思いました。」

ジャスラが言うように、人ががんばってつくった作品をマネして、自分が考えたみたいにするのはいけないうね。

きみはワ尔夫くんのようなことをしないでね。



## クイズ⑤

### わかれば著作権ハカセ

むずかしさ



自由研究で、  
図かんに書いてある文章を  
つかうとき、正しいのは?

- ㊦. だまって、ぜんぶ、写す
- ㊧. 写してはいけないう
- ㊨. なにを見て写したのかをちゃんと書く



ちよ さく けん

# 著作権があるから新作がつかれる

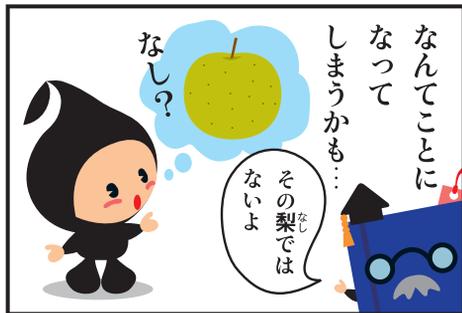
しん さく



“つくった人”は、ものを売ると同じように、作品をつかう人からお金をもらうことができるんだ。そのお金がプロの作曲家、作曲家、マンガ家などの“収入”というわけ。

もし、みんなが勝手に作品をつかったら、収入がなくなってしまう。それでは、新しい作品をつくるのに集中できないよね…。

著作権があるから、“つくった人”は、どんどん新しい作品をつくることができるんだ。



## クイズ⑥ わかれば著作権ハカセ

むずかしさ



つぎ 次のうち、“つくった人”に当てはまるのはどれ？

- ㊦. 歌手
- ㊧. 作曲家
- ㊨. サッカー選手

# ルールを守らないと・・・



ひと さくひん ちよ  
人の作品をつかうときのルールを“著  
さくけん い  
作権”って言ってきたけど、これは、“著作  
けんぽう ほうりつ き  
権法”という法律で決まっているんだ。

ほうりつ いはん けいさつ  
法律だから、違反をすると警察につか  
まったり、弁しょうしたりしなくてははいけ  
ないよ。

がっこう じゅぎょうちゅう しず  
学校でも、授業中に静かにしなかつた  
ろうか ばし  
り、廊下を走ったりして、ルールを守らな  
いと先生に怒られちゃうよね。

おんがく ほん え しゃしん  
音楽、マンガ、本、絵、写真、キャラク  
ター・・・ルールを守って楽しもう。



## クイズ⑦ わかれば著作権ハカセ

むすかしさ

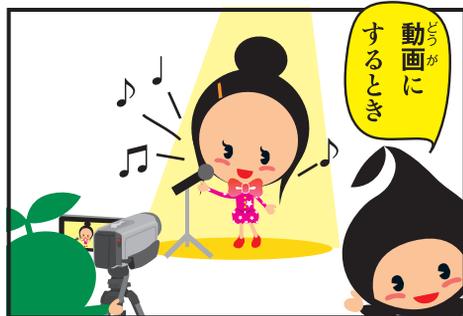
★★★

ちよさくけん  
著作権のルールを  
まも  
守らないとどうなるだろう?  
(1つとは限らないよ)

- ㊦. 罰金を払う
- ㊧. 刑務所に入る
- ㊨. 呪われる

こた かいせつ  
答えと解説は16ページ

# こんなときに許可が必要!



“つくった人”から許可をもらう必要があるのは、具体的にどんなときだろう?

著作権法という法律には、次のような場合に“つくった人”の許可をもらわなくては行けないと書いてあるよ。

◎演奏したりして人に聞かせるとき

◎コピーするとき

◎ホームページにのせるとき

こうした利用をしたいと思ったとき、まずは“つくった人”のことを思い浮かべて、つかっていいか確認しよう。

## クイズ ⑧

### わかれば著作権ハカセ

むずかしさ



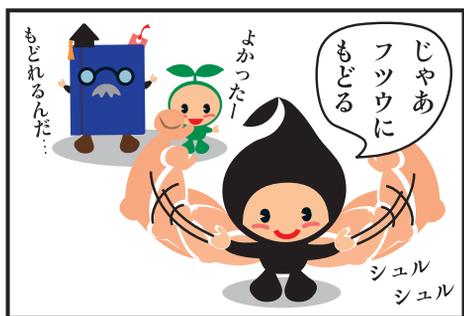
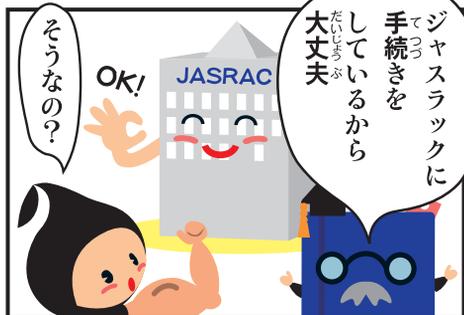
次のなかで、“コピー”に当てはまるのはどれ?  
(1つとは限らないよ)

- ㊦. テレビを録画する
- ㊥. CDの曲をスマートフォンに入れる
- ㊧. 先生のモノマネをする

# 音楽をつかう人の窓口、ジャスラック



街には  
たくさん  
の音楽が  
流れているね



人の作品をつかうとき、「つくった人」

からどうやって許可をもらえばいいんだらう？音楽だったら作詞家、作曲家一人ひとりに連絡するのはたいへんだ！

そんなとき登場するのが、ジャスラック (JASRAC)。音楽を演奏したり、コピーしたりするんだったら、ジャスラックでまとめて許可をもらうことができるよ。

ジャスラックは正式には日本音楽著作権協会と言うんだけど、音楽を“つくった人”である作詞家・作曲家などから頼まれて、音楽をつかいたい人の窓口になっているんだ。※ジャスラックで許可を取れない曲もあります。

## クイズ⑨



むずかしさ



音楽をつかいたい人は、ジャスラックにお金(使用料)を支払って許可をもらうんだけど、そのお金はどうなるのかな？

- ①. 音楽を“つくった人”がもらう
- ②. 音楽を“演奏する人”がもらう
- ③. ぜんぶジャスラックがつかう



お風呂で鼻うた。許可が必要？



お風呂で鼻うたを歌うのは気持ちいいよね。ところで、鼻うたを歌うのに“つくった人”の許可は必要かな？

著作権法という法律で、許可なく音楽を演奏したり流したりできる場合が決まっているんだ。

鼻うたや楽器の練習のように人に聞かせるわけではない場合や、学校の学習発表会のようにお客さんからお金をもらわない場合などが当てはまるよ。

クイズ⑩



むずかしさ



次のなかで、“つくった人”の許可がいない場合はどれ？  
(1つとは限らないよ)

ヒント：お金をもらわないときは許可がいらないよ

- ㊦. お店で音楽を流す
- ㊧. 校内放送でCDを流す
- ㊨. 学校の運動会で音楽にあわせてダンスをする



# 自分用にコピー。許可が必要？



“つくった人”の許可なく  
コピーしたらあかんねん



さよか

でも自分や家族が楽しむだけやったら許可がいらんねん



うちのファンに配ろうと思って

で、なんでそんなにCDコピーしてんの？



ファンは家族みたいなもんやろ

あかんわ！

1枚だったとしても、お金をもらわなくても、コピーするときには“つくった人”の許可が必要だ。でも、法律で許可なくできる場合が決まっていて、自分が聞くために好きな曲をスマートフォンに入れる場合など、自分や家族が楽しむためならOK。学校の授業でつかうためのコピーも許可なくできる場合に当てはまるよ。

それじゃ、ホームページにのせるときには…？ ホームページでは、どんな場合でも“つくった人”の許可が必要だということをおぼえておこう。

## クイズ

### わかれば著作権ハカセ

むずかしさ



次のなかで、“つくった人”の許可が  
いない場合はどれ？  
(1つとは限らないよ)

ヒント：自分や家族が楽しむためのコピーは許可がいないよ

- ㊦ 自分用にコピーしたCDを友だちに配る
- ㊧好きなアニメを録画して見る
- ㊨ 歌の練習のため、自分の歌を録音して聞く

答えと解説は18ページ



# インターネット上には危険がいっぱい

じょう

き けん

この曲タダでダウンロードできるからここをクリックしてごらん



インターネット上には、「つくった人」の許可を取らないで「この曲おすすめだから、ダウンロードしてね」というサイトや、「この曲、だれか「タダ」でちょうだい」と言ってやり取りするソフトがあるんだ。

でも、こういうところから音楽をダウンロードするのは著作権のルール違反だし、とっても危険。パソコンがこわれたり、警察につかまったりすることも…。

インターネットは便利だけど、ルールをよく勉強して正しく使おうね。



## クイズ⑫



むずかしさ



ジャスラックの許可をもらったインターネットのサイトにのっているマークはどれ?

ア



イ

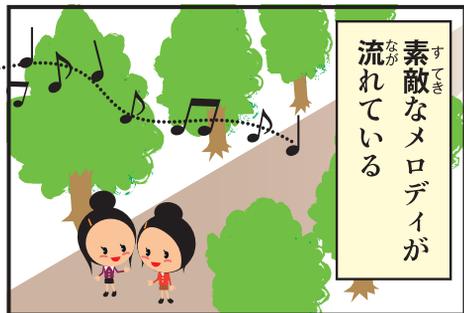


ウ



答えと解説は18ページ

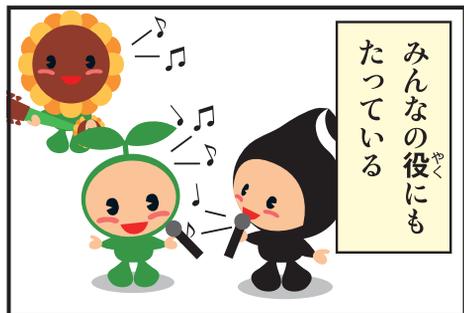
# 音楽は、世のため、みんなのため



素敵なメロディが流れている



大都会にも流れている



みんなの役にもたっている



夢見る作曲家

街に出て耳をすませば、たくさんの音楽が聞こえてくるね。カラオケボックスはもちろん、本屋、スーパー、レストラン。こうした音楽は、お店などが“つくった人”に許可をもらって流しているんだ。

友達どうでもりあがったり、いい気持ちでショッピングしたりするのに役に立っている音楽。

街中で流れているのを耳にしたら、少しだけ、その音楽を“つくった人”のことも想像してほしいな。

## クイズ⑬

### わかれば著作権ハカセ

むずかしさ  
★★★★

次のア～ウは  
ジャスラックに許可をもらって  
音楽をつかっているシルシ。  
どこにあるシルシだろう？



- ①. カラオケボックス
- ②. BGMを流しているお店
- ③. CD

答えと解説は18ページ

**クイズ①** 合言葉は「著作権(ちよさくけん)」(本文2ページ)

**正解** ㊦. つくっていない作品まで「つかっていいよ」と言う

音楽やマンガなどの作品を「つくった人」は、「つかっていいよ」や「つかっちゃダメ」などと言うことができます。でも、それが言えるのは自分がつくった作品だけ。他の人がつくった作品まで勝手に「つかっていい」と言うことはできません。

**クイズ②** 実は、きみも「つくった人」！(本文3ページ)

**正解** ㊦. 絵をかいた、そのときから

著作権は、作品をつくるのと同時に生まれます。人のマネをしないで自分でかいた絵はりっぱな「作品」。かき終わったら、きみはその作品の著作権者になるので、完成したときから「つかっていいよ」と許可を出すことができます。

**クイズ③** “つかう前”に許可をもらおう(本文4ページ)

**正解** ㊦. しばらく残る

著作権は、作品を「つくった人」が持つ権利です。「つくった人」が活着ている間はもちろん、亡くなってからも70年、著作権は保護されます。70年を過ぎると、文化の発展のために、みんなの財産として、「つくった人」の許可なくつかえるようになります。

**クイズ④** 作品をつくるのは、たいへん！(本文5ページ)

**正解** ㊦. 生みの苦しみをあじわう

お母さんが赤ちゃんを産むときに、とてもたいへんな思いをすることからできた表現です。「つくった人」も、一生けんめい作品づくりに取り組むので、自分の作品をわが子のようだと言う人もいます。

クイズ⑤ マネをするのはズルいよね (本文6ページ)

正解 ㊦. なにを見て写したのかをちゃんと書く

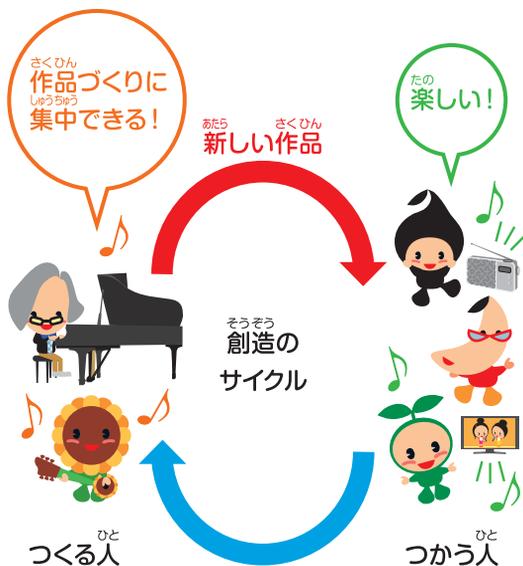
自分の作品(ここでは自由研究)のなかで、人の作品(ここでは図かん)の一部を紹介するときは、カギカッコ(「」)でくっつけて、だれのどの作品を紹介したのか書いておきましょう。

クイズ⑥ 著作権があるから新作が作れる (本文7ページ)

正解 ①. 作曲家

作曲家や作詞家は、自分で新たに作品を生み出しているのだから、「つかった人」です。作品を「つかう人」が払うお金が「つかった人」の創作活動を支え、新しい作品が生まれ、また「つかう人」に戻ってくる…この流れのことを「創造のサイクル」と言います。文化の発展のためにとっても大切な仕組みです。

なお、歌手やレコード会社などは、作品を世の中に広める「伝える人」に当たり、「つかった人」と区別しています。



クイズ⑦ ルールを守らないと… (本文8ページ)

正解 「㊦. 罰金を払う」と「㊧. 刑務所に入る」

著作権は、法律で決まっているルールです。だからそのルールをやぶると、泥棒したときなどと同じく刑罰が下されます。

クイズ⑧ こんなときに許可が必要! (本文9ページ)

正解 「ア. テレビを録画する」と

「イ. CDの曲をスマートフォンに入れる」

コピー（複製）とは紙やCD・DVDなどに“写す”ことをいいます。CDからCD、DVDからDVDに写すだけでなく、演奏している様子や放送された番組を録音・録画するのも“写す”ことになるのでコピーに当たります。先生のモノマネは、動きや表情を似せているだけなのでコピーではありません。

クイズ⑨ 音楽をつかう人の窓口、ジャスラック (本文10ページ)

正解 ア. 音楽を“つくった人”がもらう

ジャスラックは音楽を“つくった人”に頼まれて、音楽をつくった人のかわりに許可を出しています。そのときに音楽をつかう人に払ってもらったお金（使用料）は、作品を“つくった人”の元に届けられます（分配されます）。ジャスラックが架け橋となることで、音楽を“つくる人”は創作活動に集中でき、つかう人は簡単に音楽をつかうことができるのです。



クイズ⑩ お風呂で鼻うた。許可が必要? (本文11ページ)

正解 「イ. 校内放送でCDを流す」と

「ウ. 学校の運動会で音楽にあわせてダンスをする」

お店はものを売ったりしてお金をもらう場所なので“つくった人”の許可が必要です。一方、学校は勉強をする場所で、お金もうけをすることもないので、校内放送や運動会で音楽を流したり演奏したりしても許可はいりません。

クイズ⑪ <sup>じぶんよう</sup>自分用にコピー。許可が必要？ (本文12ページ)

正解 「㊦、好きなアニメを録画して見る」と  
「㊧、歌の練習のため、自分の歌を録音して聞く」

<sup>じぶん</sup>自分や<sup>かぞく</sup>家族が楽しむためなら<sup>じゆう</sup>自由にコピーすることができます。ただし、<sup>じぶん</sup>自分が楽しむためにコピーしたものを<sup>とも</sup>友達に<sup>くぼ</sup>配ってはいけません。配るときには、そのコピーについて、“<sup>ひと</sup>つくった人”の許可が必要です。

クイズ⑫ <sup>じょう</sup>インターネット上には危険がいっぱい (本文13ページ)

正解 ア



㊦は、“つくった人”の窓口であるジャスラックが許可しているシルシ。㊦は、“伝える人”であるレコード会社などが許可しているシルシ。音楽配信サイトなどで㊦㊦のマークがついているか探してみましょう。ちなみに㊧は、「自分がつくったものです」と知らせるときにつけるマークです。※“伝える人”についてはP.16のクイズ⑥の解説を見てね。

クイズ⑬ <sup>おんがく</sup>音楽は、世のため、みんなのため (本文14ページ)

正解



②.BGMを流しているお店      ③.CD      ①.カラオケボックス

どれもジャスラックに音楽をつかう許可をもらったシルシです。音楽は、街のいたるところで流れています。シルシがある場所を探してみましょう。

# もっと知りたい人は・・・

ジャスラック 学べる

けん さく

検索

<https://www.jasrac.or.jp/jasracpark/>



見<sup>み</sup>てみよ!



うちの  
まんざいも  
見<sup>み</sup>られるんやて!

一般社団法人 日本音楽著作権協会

住所：東京都渋谷区上原3-6-12

電話：03-3481-2121

日本音楽著作権協会は、音楽をつくる人と使う人の架け橋として、音楽著作権の管理事業を行っています。